実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十九年十二月十一日
防衛大臣　小野寺五典
日　時　平成二十九年十二月二十一日及び同月二十二日（予備、同月二十三日）までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域
実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百三十八号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が平成二十九年十二月八日次のとおり決定された。
平成二十九年十二月十一日
防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄市	国有 公有 民有	土地：約六三、〇〇〇平方メートル 土地：約三〇〇平方メートル 土地：約一八一、〇〇〇平方メートル 沖縄県が河川改修用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇九九	横須賀海軍施設	横須賀市	国有 国有	建物：約三三、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 運動施設等として追加提供する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有 国有	建物：約一九、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 診療所等として追加提供する。

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇三五	習志野演習場	船橋市、八千代市	国有 国有	土地：約一、〇七五、〇〇〇平方メートル 建物：約九、六〇〇平方メートル 工作物：水道等 空挺降下用地等として新規提供する。 使用期間：平成三十年一月七日から同月十六日までの間 陸上自衛隊習志野駐屯地及び陸上自衛隊習志野演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○防衛省告示第二百三十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。
平成二十九年十二月十一日
防衛大臣　小野寺五典
日　時　平成二十九年十二月二十日（予備、同月二十一日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒
(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ウ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(オ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(カ)　北緯三一度一八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦十隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第二百五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十二月十一日
東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	気仙沼市本吉町菅の沢二〇番四から同市本吉町平貝五番一まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年十二月十一日

○東北地方整備局告示第二百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十二月十一日
東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
由利本荘市石脇字田尻野一八番一から同市石脇字田尻野二番一三まで	前	一九・六三～二三・四〇メートル	〇・四六〇キロメートル
	後	一九・七六～二七・〇八〇メートル	〇・四六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年十二月十一日
東北地方整備局長　津田　修一